

# 公益社団法人 日本メディカル給食協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本メディカル給食協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、病院・診療所・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等（以下、「病院等」という。）における治療の一環としての患者等への食の提供について、次条で定める事業を通じて、その質の向上、安全安心及び時間、経理の効率化を図るとともに、病院等の食の提供の場における障がい者の雇用促進並びに災害時の支援をすることにより国民医療の向上及び高齢者・障がい者・被災者に対する福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院等の調理業務を受託する場合に配置する専門的知識及び経験を有する受託業務の責任者の育成、資格認定及び認定者に対する継続的教育事業
- (2) 病院等の食の提供に関する教育研修指導、調査、研究、技術開発、相談・助言、人材育成及び情報提供事業
- (3) 病院等の食の受託を担う団体、個人に対し、代行の保証に関する普及啓発事業及び衛生管理指導事業
- (4) 病院等の食の提供の場への、障がい者雇用普及推進啓発事業、並びに災害時に被災者に対する支援事業
- (5) その他、本協会の事業目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 本協会は社員総会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第7条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 正会員の入会は別に定める入会及び退会に関する規則に定める基準により理事会においてその可否を決定し、通知するものとする。
- 3 賛助会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第9条 正会員は社員総会において別に定める会費等に関する規則に基づき入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は賛助会員の会費等に関する規則において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (変更の届出)

第10条 会員は、名称その他入会申込書に記載した事項に変動があったときは遅滞なく会長に変更届を提出しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 破産の手續の開始の決定、成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

### (退会)

第12条 正会員及び賛助会員は理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において社員総会に附議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第17条 本協会の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会において開催の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。この場合招集の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
  - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない、ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 社員総会は総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。
  - 一 正会員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 定款の変更
  - 四 解散
  - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第24条 社員総会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 本協会に、次の役員を置く。

理事 25名以上30名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1人を会長、6人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって、同法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会の決議によって理事の中から会長、副会長及び専務理事を選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事及び監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2

以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

**第31条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、専務及び非常勤(会員外)の理事並びに監事(会員外)には報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

3 前2項に関し必要な事項は社員総会の決議を経て、別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程に従って算出した額を、報酬等として、支給することができる。

(取引の制限)

**第32条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(顧問及び相談役)

**第33条** 本協会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 理事会

(設置)

**第34条** 本協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

**第35条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

**第36条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第5章 財産及び会計

(財産の管理)

第44条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

第45条 本協会の経費は、財産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第49条 本協会が資金の長期借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を受けなければならない。



## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益目的事業の種類又は内容の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 本協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、社員総会の決議により本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第55条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第56条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 主たる事務所に、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 定款に定める機関、理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第60条 本協会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 支 部

(支 部)

第61条 本協会は、必要に応じ地区ごとに支部を設置することができる。

(支部の運営)

第62条 支部の運営に関する事項は理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

## 第11章 補則

(委任)

第63条 この定款において定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	西脇 司	平井 英司	村田 清和	岩崎 史嗣	野々村禎之
	吉田 憲史	飯田 五郎	小林 孝雄	小野寺眞悟	高橋 平馬
	室伏 雅永	西 剛平	脇本 実	河本 茂樹	中村 勝彦
	落合 順	山本 裕康	柴崎 啓一	小笠原力一	田所 伸浩
	米谷 伸行	田村 隆	吉永 英人	安里 盛一	

監事 小林 義明 川原 丈貴

3 本協会の最初の代表理事は 西脇 司とし、業務執行理事は、平井英司、村田清和、岩崎史嗣、野々村禎之、吉田憲史、飯田五郎、及び小林孝雄とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(附則)

この規程は、一部改正し平成26年5月23日から施行する。